

平成30年度第11回神石高原町農業委員会総会議事録

| | | | | |
|----------|----------------------|--------|---------|--------|
| 集年月日 | 平成31年2月28(木) | | | |
| 召集場所 | 神石高原町三和協働支援センター1階会議室 | | | |
| 開会時間 | 午後1時30分 | 閉会時間 | 午後2時38分 | |
| 出席農業委員 | 1番 | 美田 雅彦 | 2番 | 小川 玲子 |
| | 3番 | 向 靖弘 | 4番 | 小坂 貢 |
| | 5番 | 伊勢村 春行 | 6番 | 小里 千恵子 |
| | 7番 | 正木 正二 | 8番 | 井上 賢市 |
| | 9番 | 圓道 夕ミ子 | 10番 | 立原 孝生 |
| | 11番 | 大埜 益旨 | 12番 | 若林 宏明 |
| | 13番 | 伊勢村 正治 | 14番 | 佐伯 知省 |
| | 1番 | 矢田貝 幹輝 | | |
| | | | 6番 | 三原 正義 |
| | | | 8番 | 三町 秀美 |
| | | | 10番 | 川上 恵 |
| | 13番 | 中岡 拓馬 | 14番 | 小寺 寛治 |
| 欠席した農業委員 | | | | |
| 議事録署名委員 | 2番 | 小川 玲子 | 4番 | 小坂 貢 |
| 出席した職員 | 事務局長 | 井上 小百合 | 事務局 | 山村 博樹 |
| | 事務局 | 平田 賢礼 | | |
| | 臨時職員 | 守多 三郎 | 臨時職員 | 渡邊 由加利 |

| 日程及び提出議案の題目 | |
|--------------|----------------------------|
| 1. 開 会 | |
| 2. 会長挨拶 | |
| 3. 欠席者報告 | |
| 4. 議事録署名委員選任 | |
| 5. 議 事 | |
| 議案第1号 | 平成30年度農用地利用集積計画(54号)について |
| 議案第2号 | 農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第6号 | 農地利用状況調査による非農地承認 |
| 報告第1号 | 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて |
| 報告第2号 | 農地法施行規則第29条による届出について |
| 6. その他 | |
| 7. 閉 会 | |

| | | |
|----------------|------|--|
| 開 会 | 事務局長 | ただいまから平成30年度第11回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。 |
| 会長挨拶 | | (会長挨拶) |
| | 事務局長 | ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はいません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。 |
| | 議 長 | それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番小川委員、4番小坂両委員にお願いいたします。 |
| 第1号議案 第2号議案 | 議 長 | それでは議事に入ります。議案第1号「平成30年度農用地利用集積計画(第54号)について」合わせて議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題とします。関連がございますので説明をお願いします。 |
| | | (事務局長説明) |
| | | (事務局説明) |
| | 議 長 | ありがとうございました。議案第1号、議案第2号合わせて報告を頂きました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 |
| | 議 長 | 議案第1号「平成30年度農用地利用集積計画(第54号)について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。 続いて、議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について特に意見なしの旨回答することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手多数でございますので特に意見なき旨回答することとします。 |
| 第3号議案 | 議 長 | 続きまして議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。 |
| | | (事務局説明) |
| | 議 長 | ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-27の案件について三原推進委員報告をお願いします。 |
| | 6番 | 下豊松、有木地区担当の三原です。受付番号3-27について報告します。場所は豊松のトマト団地内のトマト栽培農業用ハウスの一角です。2月23日に小坂農業委員と共に現地調査をしました。譲り渡し人は健康上の理由で耕作が困難であり譲り受け人はトマト栽培を始めるためのものです。 |

| | | |
|--|-----|--|
| | | 譲り受け人はトマトの研修栽培も終了されて今期からこの農場でトマト栽培を始められるそうです。以上でございます。 |
| | 議長 | ありがとうございました。続いて3-28について三町推進委員報告をお願いします。 |
| | 8番 | それでは説明します。2月24日に伊勢村春行農業委員と黒田恵美子さん立会いのもと調査を行いました。場所は神石ライスセンター付近です。黒田さんから色々意見を聞き現地を確認しましたところ適正と認められますのでよろしくをお願いします。 |
| | 議長 | ありがとうございました。続きまして3-29と合わせて3-30を三原推進委員報告をお願いします。 |
| | 6番 | 受付番号3-29、3-30について報告します。場所はトマト団地内の農業ハウスになっております一角と団地から5分以内の周りに点在している農地でございます。2月23日に小坂農業委員と小田氏同行のもと調査しました。内容は贈与による所有権移転でございます。以上です。 |
| | 議長 | ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 |
| | 10番 | 10番立原です。3-28で黒田さんと水谷さんのご関係というのがよく分からないのですが。譲り受けされた水谷さんが今後耕作されるかどうか確認はされているのでしょうか？ |
| | 8番 | 娘さんになります。世羅から1時間かからないでしょう、通われるのに。 |
| | 議長 | 先ほど報告がありましたようにトマト団地へ入られる榊井さんにつきましては町のトマト研修生として第3期生として現在研修をされておる方でございます。小田美保香さんにつきましては現在役場へ勤務されていますが3月末で退職されて前、農業委員をされていた小田千寿香さんが耕作されておるハウスを使ってトマト栽培を実施されるということのようです。 |
| | 10番 | 小田千寿香さんは一緒にされるのですか？ |
| | 議長 | 農業から引退されるようです。よく豊松のトマト団地の農地が譲り渡しの売買が行なわれていますが当初の豊松村が設置した段階から言えば多くの入植者が引退されて新しい農家へ入れ替わりが進んでおるようです。また次にもこうした案件が出てくるようになると思いますが研修生等の入植地として利用されておりますので現状段階においてはトマト団地の中で使用がされていないハウスは1箇所少し問題があったのが残っている程度であとは全て利用されています。新規就農者が出てきても残念ながらリタイヤされる方が多いものですから一向に農家戸数が増えてこないのが現状の課題のようです。他にご意見ございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 |
| | 議長 | 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) |

| | | |
|-------|-----|--|
| | | 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。 |
| 第4号議案 | 議長 | 続きまして議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。 |
| | | (事務局説明) |
| | 議長 | ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。中岡推進委員報告をお願いします。 |
| | 13番 | 上、父木野地区担当の中岡です。受付番号4-11について報告します。場所は父木野地区郷集会所から東へ約200mほどのところへあります。2月24日に小川農業委員同行のもと調査しました。調査内容は転用目的で申請者は高齢で申請地も住まいから離れており維持管理が困難なため比較的管理が楽な太陽光発電施設を設置し土地の有効利用を図りたいとのこと。周辺の地域や農地にも影響が無いものと思われ経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考え問題ないと思われ。以上です。 |
| | 議長 | ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 |
| | 議長 | 無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。 |
| 第5号議案 | 議長 | 続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。 |
| | | (事務局説明) |
| | | ありあとうございました。担当推進委員による現地確認をお願いしています。5-29の案件について中岡推進委員報告をお願いします。 |
| | 13番 | 5-29について報告します。場所は父木野、郷集会所から東へ300mくらいの所にあります。2月24日に小川農業委員同行のもと調査しました。調査内容としまして譲渡人は4-11の村田さんと永久さんに耕作を依頼されていましたが依頼されていたかたも高齢となり耕作を辞退するためその折譲り受け人が太陽光発電を設置したいと思いその経緯に至ったそうです。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われ、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考えます。以上です。 |
| | 議長 | ありがとうございました。続きまして5-30についての案件を矢田貝推進委員報告をお願いします。 |
| | 1番 | 城山、西油木地区担当の矢田貝です。受付番号5-30について報告します。場所は油木高校の野球グラウンドから西へ約500mの場所へあります。2月24日に小里農業委員と譲り受け人で施工会社の尾前さん同行の |

| | | |
|--|-----|---|
| | | もと調査しました。尾前さんは尾前合同会社という太陽光発電の会社をされており土地を探しておられたところ知人から森永さんを紹介されそこへ太陽光を建てようという事を言われてそうです。生産力の低いその他2種農地で周辺の農地や民家にも影響がないものと思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。 |
| | 議長 | ありがとうございました。続きまして5-32の案件について中岡推進委員報告をお願いします。 |
| | 13番 | 5-32について報告をします。場所は城江集会所から北へ500mくらいの所へあります。2月24日に小川農業委員同行のもと調査しました。調査内容として譲り渡し人は高齢で耕作を続けることが困難なため申請地を所有権移転し太陽光発電施設を設置し土地の有効利用をしたいとのこととです。どちらも周辺農地や民家にも影響がないものと思われその他も許可の要件を満たしていると考えます。以上です。 |
| | 議長 | ありがとうございました。続きまして5-33の案件、江草推進委員報告をお願いします。 |
| | 3番 | 江草委員が欠席のため代わりまして3番向が5-33について報告します。去る24日の日に畑の持ち主であります宗綱明さん、江草委員、私とで現地調査を行いました。場所は井関から時安方向に2キロほど入ったところにゴルフ場がありますがゴルフ場の方に200mくらい入った道路ぎわにあります。現況写真綴りはP13、航空写真はP32になります。現状は畑で管理はしてありますが長年作付けはしていないといった状態でございます。全ての要件を満たしているかと判断します。よろしく申し上げます。 |
| | 議長 | ありがとうございました。続きまして5-31の案件川上推進委員報告をお願いします。 |
| | 10番 | 井関、大矢地区担当の川上です。5-31の案件について報告します。2月23日に立原農業委員と私と株式会社円福寺の担当の方と現地調査を行いました。場所は182号線沿いフジタ住設前の信号から北東へ300mくらい入ったところにあります。入江照夫さん宅のちょうど真上の畑になります。現状、畑となっておりますが草は刈って綺麗にしておりますが作付けはされておられません。周辺への影響もないものと思われれますのでご審議のほどお願いします。 |
| | 議長 | ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 |
| | 4番 | 5-29、前にありました4-11の村田信幸さんですが今回は恐らく同じ太陽光の会社だろうと思うんですけどこれはどうして4-11は自分で太陽光をして5-29は土地を売って会社が太陽光をされるという判断はということでしょうか。次に5-32の瀬尾さんはご家族の方と思われれるんですが農業ができなくなったということで浩康さんに渡しておられますが浩康さんが工事をされるということでしょうか。それから5-31の |

| | | |
|--|-----|--|
| | | 杉岡さんは入江さんと何らかのご家族関係があって贈与して杉岡さんが太陽光に投資するということですか？ |
| | 議長 | 杉岡さんの場合は賃貸です。5-32の瀬尾さんは親子ではなく他人です。村田さんの件は資金的な問題ではないかと思えます。村田さんの場合、4条は自分の土地へ自分で設置をし5条の方は土地は売却して買い主が太陽光パネルを設置するというものですから何か資金の問題かなにかが。申請の内容を見ますと管理がしやすいところは自分ですが難しいところは売ってということでしょう。この地図をみる限りでは4条のほうが道路の左側で少し下ったところの右側は5条の方。4条は完璧に道路についてますから要件は相当いいですね。写真つづりのP8にある4条の方の左に道路がついていますがこれが新市七曲線の県道。それをちょっと下った反対側にあるのが5条の方の申請地です。恐らく4条の方の設置工事も新生機工がやるのではないのでしょうか。最近、太陽光の設置がよく出ていますが現在、経済産業省のほうで設置許可認定済み施設で設置してないものは3月末までに設置が完了しないと許可をすべて取り消すという通達がでておるようで今まで申請をしてまだ未設置の業者があらゆるところへ飛び込みで売りをかけている状況があるようです。ですから好条件で許可を取っていたものが全て没収されるということが起きるので県内各地で今月も相当出ておるようです。ですから4月以降は逆に言えば落ちるんだろうと思えます。他にございませんか。 |
| | 4番 | 5-31は賃貸なんですよ？ |
| | 議長 | 賃貸借です。 |
| | 4番 | 杉岡さんが借り受けて太陽光に投資してまで儲かるというものなんですか。そういうケースはあるのでしょうか？ |
| | 議長 | けっこうあります。今、18円ですかね、キロあたり。パネル自体が一時から言えば半値近くまで下がっているために合うだろうというのが周辺の見方です。 |
| | 4番 | 会社が杉岡さんに投資しないかを持ちかけて賃貸借を結ぶようにしたわけですかね。 |
| | 10番 | 違います。10番立原です。5-31の杉岡さんに関してですが今回現地調査に来られた人に杉岡さんはどういった方ですかって聞いたらうちの会社の係長ですと言われておりますのでこの会社の形態がどういったものか分からないのですが会社のメンバーであるということを確認しております。 |
| | 4番 | きちんとした会社？ |
| | 10番 | この会社は下井関にももう1箇所設置済みです。実績もありますので問題ないと判断しております。 |
| | 議長 | 最近是全国から業者が北海道のほうからも来ております。他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 |
| | 議長 | 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可 |

| | | |
|-------|------|--|
| | | <p>することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p> |
| 議案第6号 | 議長 | <p>議案第6号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| | | （事務局説明） |
| | 議長 | <p>ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。</p> <p>今回の調査で相談員の現地調査による判定というか案件が非常に多いのだが地図を見て意識的に歩いてもらっているのかどうか。</p> |
| | 事務局長 | <p>一部は去年の10月1日に非農地承認を頂きました土地について皆様に通知をした時に手続きをして頂いた際にうちにはこの辺りも非農地じゃないかと確認してほしいと相談を受けた案件と一緒に整理させてもらっているのだから相談員と書いてありますが実際には調査員になります。調査員の確認でここにあげさせてもらっている案件と油木地区につきましては説明が変わります。</p> |
| | 事務局 | <p>調査員が独自に公図上の農地で生きていて山の中にぽつんと農地で残って実際現地は山林化しているというのを農業委員、推進委員が見られる前に調査員が個別に見て回るというケースがあります。先程、局長の方から申しましたように今回の急ぎの案件というのは昨年10月に非農地通知を送付させてもらった結果私の土地はここだけじゃなくて他の土地も山林化しているのがあるのではないかと相談を受けて急ぎの案件について相談員にここに行ってみてくださいと追加で行ってみてもらったというケースを今回あげさせてもらっています。そういうことで調査員の見ている筆が多くなっています。</p> |
| | 議長 | <p>ご意見ございませんか？</p> <p>無いようでございますので採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第6号「農地利用状況調査による非農地承認について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成）</p> <p>挙手全員ですので申請通り許可することとします。</p> |
| 報告第1号 | 議長 | <p>続きまして報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| | | （事務局説明） |
| | 議長 | <p>ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。</p> <p>返されたハウスについては現在空き家状態になっておることのようです。売買契約も成立してお金も受領されていたようですが契約破棄ということで全額返金されたそうです。それで写真綴りの14pにありますように赤で囲った周囲、つなぎのハウスについては他の方が購入されて耕作をされているわけです。ですから資金的な対応をこれから検討してできればその</p> |

| | | |
|-------|-----|---|
| | | 農地も買い受けをして拡大したいという希望は持っておられるそうです。下の写真のように昨年は植えつけて収穫間際から手入れがされてなかったがためにご覧のように立ち枯れの状態で残っておったということで全て売主の栗山さんの方が片付けをされたという風に聞いております。他にございませんか？無いようであれば報告事項ですので以上で終わらせて頂きます。 |
| 議案第2号 | 議長 | 続きまして報告第2号「農地法施行規則第29条による届出について」を議題とします。説明をお願いします。 |
| | | (事務局説明) |
| | 議長 | ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。小寺推進委員から報告をお願いします。 |
| | 14番 | 高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号2-2について報告します。位置ですが木津和の県道新市七曲がり線と町道光信線の交点がございますがそこより300mほど東の場所になります。調査日時ですが2月22日に佐伯会長と調査をいたしました。調査内容ですが今も言われましたように1月の農業委員会で3条申請のあった畑地になります。現況は原野状態です。農地区分は2種農地です。転用の目的ですが農業用倉庫を建設されるものです。建物の面積は33.7㎡です。隣地の農地より2mくらい低い場所にありますし何の影響もないものと思われます。また現況写真にもありますように見に行った時にはすでに建設中でありました。以上、報告をお願いします。 |
| | 議長 | ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。56pの航空写真で真ん中辺りにある128番地、129番地の水田につきましても近藤さんの方が3条申請で取得をされている状況です。農業用倉庫につきましても建物の面積が200㎡以下の場合は農業委員会の届け出だけでよろしいということになっておりますので4条を通して地目変更をする必要性はないということですので先程報告がありましたように建物面積が33㎡程度でありましたので届け出だけで問題ないという案件でございます。 |
| | 議長 | 無いようであれば報告案件でございますので終わらせて頂きます。 |
| | 議長 | 以上で本日ご提案します議案については終了しました。 |
| | | 午後2時38分 |
| | | |

| | | |
|--|--|---|
| | | |
| | | <p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>平成31年3月27日</p> |
| | | <p>会長</p> <hr/> <p>2番 小川委員</p> <hr/> <p>4番 小坂委員</p> <hr/> |